

12-15

総学庶第177号  
昭和58年2月16日

日本学術會議会長  
久保亮五

### 日本学術會議の改革について（要望）

日本学術會議は、日本学術會議の改革に関し、昭和57年11月24日に提示された総務長官試案及びこれに関連する諸問題を検討した結果を別紙のとおり提出し、併せてこの問題に関して本會議としての要望を申し上げます。

#### 記

昭和57年11月24日提示の日本学術會議の改革についての総務長官試案（以下「試案」という。）は、本會議を國の機関として存続することを明らかにしている。「試案」は、また本會議の目的、職務遂行の独立性、権限を現行法通りとすること及び実質的任命制をとらめこと等を前提としていると理解する。上述の諸点は、日本学術會議改革要綱（以下「要綱」という。）と一致するが、有権者による直接選挙を排し、全会員を学協会を基礎として推薦する点において「要綱」と異なるもので

ある。

日本学術会議は、「要綱」に提示されている公選制を基盤とする選出方式が理念的にも、現実的にも最善であることを確認し、重ねて政府に対しその理解を強く要望する。

他方、本会議は「試案」に基づく推薦制についても検討を重ねてきたが、日本学術会議改革委員会・選挙制度一般に関する分科会報告書に指摘されているとおり、なお重要な論点が残されている。また改革の細目の決定と実施の準備のため、相当な検討期間が必要であると考える。さらに有権者、学・協会の意見をも広く聴取しなければならない。

以上の二点を踏まえて、本会議は政府が今後の法改正の取扱いについて、いっそう慎重に配慮されるよう要望する。

この際、「要綱」が提示している諸改革の実現、特に研究連絡委員会の法制化とその拡充、強化を実現することを可能ならしめるよう十分に配慮されたい。

政府が、やむを得ず早急に改正法案を取りまとめなければならない事情がある場合にも、本会議と十分協議を尽くされるよう要望する。

別 紙 「総務長官試案にもとづく学・協会推薦制の  
検討結果について（報告書）」

本信送付先 内閣総理大臣  
総理府総務長官

本信写送付先 衆議院議長  
参議院議長  
内閣官房長官  
大蔵大臣  
文部大臣  
科学技術庁長官  
内閣法制局長官